

文化施設における 指定管理者制度について



令和7年3月13日

指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。

根拠法：**地方自治法**

条文：**第244条の2第3項**

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

要件

地方自治体側で
条例により自由に
設定可能

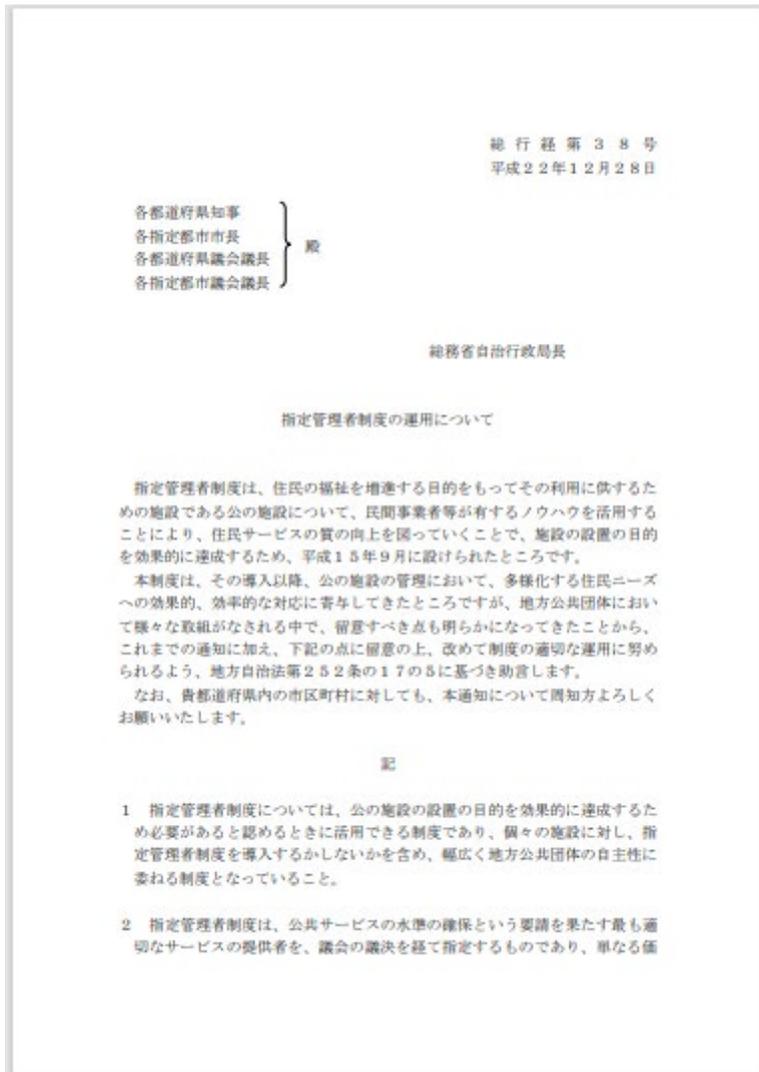
期間

地方自治法による
規定はない
(制度上は十年以上
の長期も可能)

対象

公共施設全般
(文化施設のほか、
会議場や駐車場な
ども想定)

指定管理者制度の運用について (平成22年12月28日総行経第38号 総務省自治行政局長通知)



1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

文化施設の指定管理者制度導入状況（令和3年10月現在）

| | 施設数 | 指定管理者制度導入施設数 | 導入率 |
|---------|--------|--------------|-------|
| 博物館 | 4,380 | 1,314 | 30.0% |
| 劇場・音楽堂等 | 1,718 | 1,033 | 60.1% |
| 公民館 | 13,798 | 1,477 | 10.7% |

※博物館は、登録博物館、指定施設、博物館類似施設の合計
※公民館は、類似施設を含む

（出典）社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

指定管理者制度のメリット

- 自治体の財政負担の軽減
- 柔軟な組織運営、事業展開によるパフォーマンス向上
- 運営の多様性の確保
- 民間団体等の努力や創意工夫を通じた利用者サービスの質の向上
(利用者ニーズに応じたサービスの提供、開館日・開館時間の拡大、職員・スタッフの待遇向上、利用料金の低下、自主事業の実施)
- 利用許可権も含めて指定管理者に委任できることから、直営の場合と違って関係部署との調整、協議が不要となり、事務の効率化やコスト縮減が期待できる。



文化施設においても効率的な運営は重要であり、施設の専門性や機能の継続性を担保する工夫等も取り入れつつ、文化施設における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりもサービス・事業の質の向上を図るべく努力している館・地域も見受けられる。

指定管理者制度のデメリット

- ・ 指定管理者の撤退によるサービスの停止
- ・ 極端なコスト縮減等によるサービスの低下
- ・ 適切な人材確保の困難
- ・ 博物館や劇場・音楽堂等継続的な事業を行う文化施設の場合、管理者が変更となった場合には、事業の質が保てなくなるおそれがある。
- ・ 長期的視野に立った運営がなじまない
- ・ 職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる
- ・ 経費節減が、働く職員の労働条件の問題に波及する
- ・ 期間が指定されており、長い継続性の教育の営みになじまないのではないか



公共性の高い文化施設に経済効率性の原則を適用することの抵抗感とともに、継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していく、地域の文化芸術活動を専門性と継続性を持って支えるという使命を担う文化施設に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないといった主張がなされている。

官民連携（PPP/PFI）とは

良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待でき、地域経済の持続的な発展に向けて、各地で導入検討が進められている手法。

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る。

PFI (Private Finance Initiative)

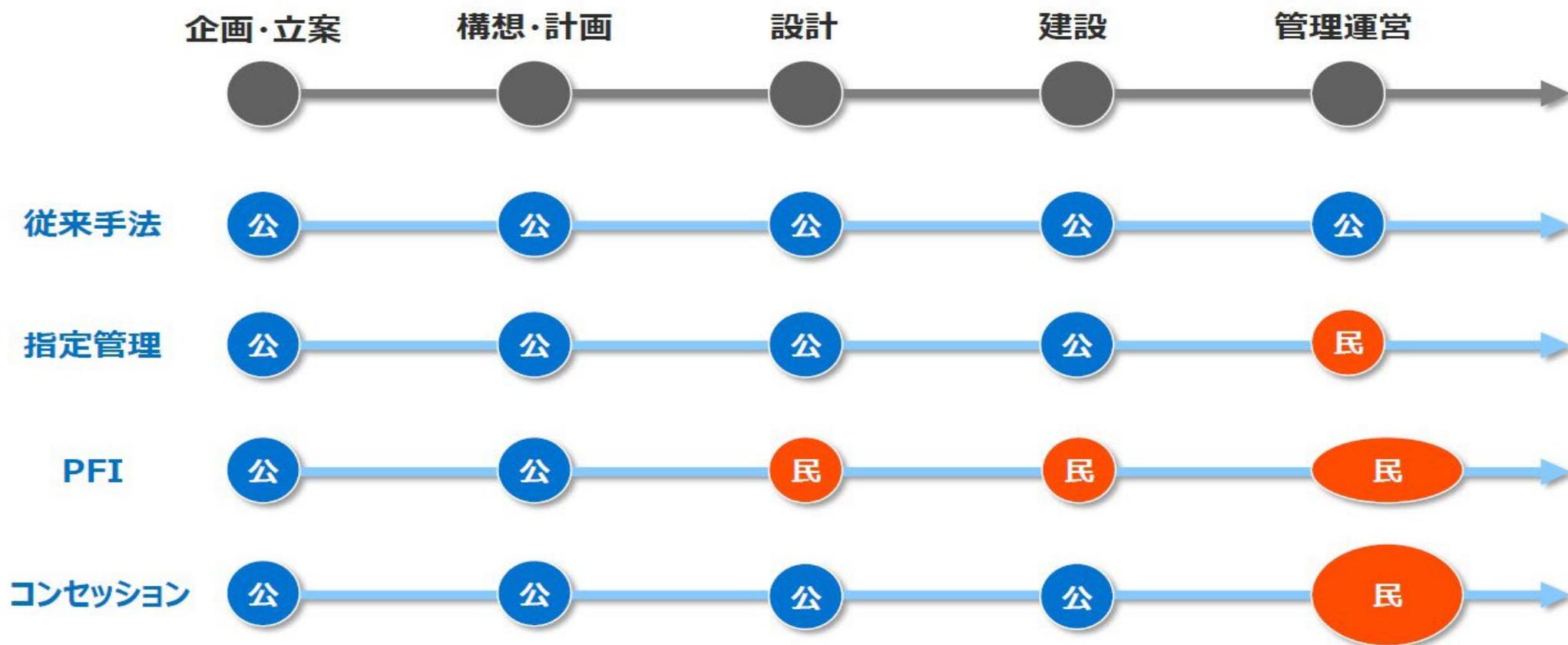
PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

○PPP/PFIは目的を達成するための手段

○行政が担うべきは選択肢を広げるための条例整備や調整

文化施設におけるPPP・PFIの活用

- ・指定管理者制度は管理運営段階に特化した手法。
- ・PFIは施設の整備（新設・大規模改修）から管理運営を含む長期の事業。
（PFIにおいて指定管理者制度を併用することもある。）
- ・コンセッションは管理運営段階での民間の裁量を大きくする手法となっている。



コンセッション（公共施設運営権）とは

2011年度に創設された制度で、施設の運営権を民間事業者に渡す方法。

導入により、これまで以上に民間事業者の自由度の高い運営等をさせることが可能となる。

また、当方式は、PFI法に基づく特定事業であるため、PFI法に基づく各種緩和措置を受けられるほか、コンセッション方式の導入により、民間事業者等による安定的で自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズ等を反映した質の高いサービスを提供することができる点に特徴がある。

導入のメリットとして



民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となり、より民間の創意工夫が発揮しやすくなる。

官民連携手法の中でも、事業期間が長期で、料金設定や更新・追加投資を含め民間事業者に大きな裁量があり、収入増加とコスト縮減の両面で大きなメリットがある。

公共施設等運営事業における指定管理者制度とコンセッション事業との違い

指定管理者制度

- 事業期間が短い
(3～5年)
- 抵当権設定などはできない

⇒ 事業者による大規模な投資は想定されない

事業手法
の変更

公共施設等運営事業

- 事業期間が長い
(数十年)
- 抵当権設定も可能

⇒ 事業者による大規模な投資も想定

文化施設サービス刷新・活動活性化等 運営改善推進支援事業

令和7年度要求額 105百万円
(前年度予算額 72百万円)



現状・課題

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に示されているとおり、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、令和4年度からの5年間を「重点実行期間」とし、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促すとされており、このうち文化施設についてはコンセッション導入を図るとされているところである。

○このため、文化施設（劇場・音楽堂等、博物館・美術館、等）の設置者である自治体等に対し、コンセッションの導入促進を図るため、支援を実施する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」
(令和6年6月 日閣議決定)(抜粋)

(PPP/PFIの推進)
公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターPPPや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP/PFIを推進する。

「PPP/PFI推進アクションプラン」

(令和6年6月3日 民間資金等活用事業推進会議(会長:内閣総理大臣)決定)(抜粋)
(2)重点分野と目標
ii)各重点分野における取組
⑥文化・社会教育施設
令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに35件の具体化を狙う。

事業内容

文化施設におけるサービス刷新や活性化等運営改善に関して、コンセッションを活用した運営充実に必要な経費に対する支援等を実施。

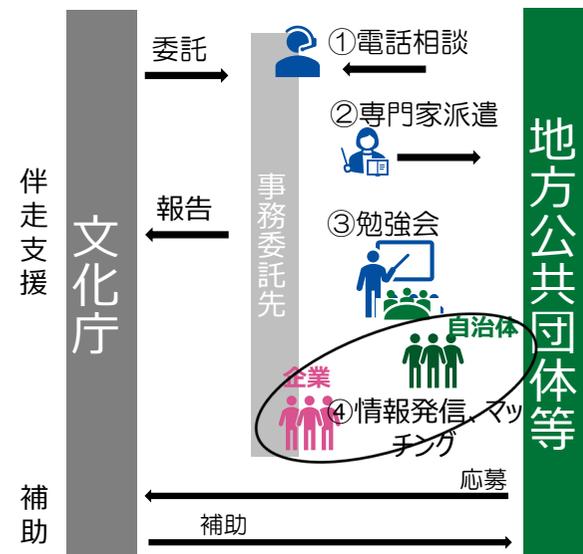
事業実施期間：令和5年度～令和13年度（予定）

専門家による助言等の伴走支援 30百万円

- 電話で専門家に相談できる窓口の設置や、自治体等への専門家派遣、勉強会の実施、企業への情報（サウンディング調査・プロポーザル公募情報等）発信等を実施。

導入調査・検討等の取組への支援【補助】73百万円

- VFMの確認【導入可能性調査】等に要する経費、実施方針・要求水準書の作成や、公募や契約締結等のコンセッション導入に関する手続きにおいて、法的・会計的な専門的な助言を受けること【アドバイザー業務】に要する経費、文化施設の更なる魅力向上を図るため、民間の発意によるサービス向上や魅力向上のアイデアを募集し、実現可能性を確認するための実証的な取り組みに要する経費等への支援。
- 件数・単価：3箇所×約1,200万円 2箇所×約1,800万円
- 交付先：地方公共団体等



アウトプット（活動目標）

伴走支援（専門家派遣）の数

| 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|
| 10箇所 | 10箇所 |

補助件数

| 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|
| 3件 | 5件 |

短期アウトカム（成果目標）

(令和7年度頃)
PPP/PFI推進アクションプランにおける
コンセッション事業件数10年ターゲット
の45%以上を具体化する。

中期アウトカム（成果目標）

(令和8年度頃)
PPP/PFI推進アクションプランにおける
コンセッション事業件数10年ターゲット
の50%以上を具体化する。

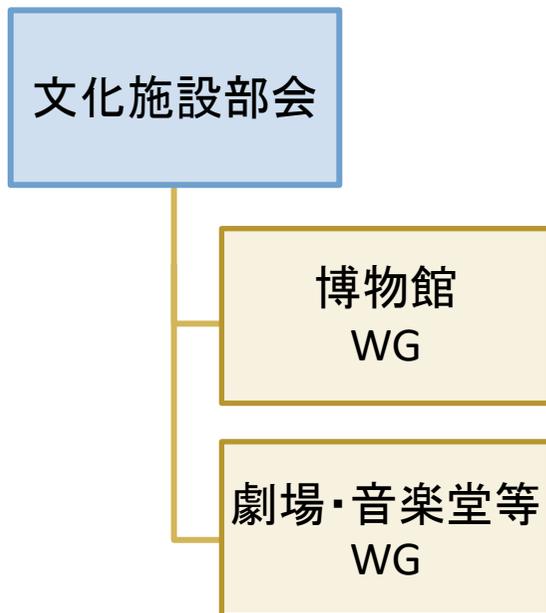
長期アウトカム（成果目標）

(令和13年度頃)
PPP/PFI推進アクションプランにおける
コンセッション事業件数10年ターゲット
(35件)を実現する。

【参考】各ワーキンググループでの検討内容

- ◆ 令和5年度まで、博物館部会（第1期～第5期）において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年が経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り込まれる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。

<文化施設部会とWGの構成>



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、令和6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組。
- 文化施設部会に、博物館に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」、コレクションマネジメント等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。